

快適な VDT作業のために

厚生労働省では、VDT作業による疲労を低減し、
快適に作業を行うことができるよう、
「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」
を策定しました。

IT（情報技術）化が急速に進められ、VDT（Visual Display Terminals）が広く職場に導入されてきたことに伴い、誰もが職場においてVDT作業を行うようになり、VDT機器を使用する者が急速に増大しています。

また、ノート型パソコンや携帯情報端末の普及、マウス等入力機器の多様化、様々なソフトウェアの普及等に見られるよう、VDT機器等は多様化する状況にあります。このような状況の中、現状のVDT作業における問題点も指摘されており、平成10年の「技術革新と労働に関する実態調査」（労働省実施）によれば、VDT作業を行っている作業者のうち、精神的疲労を感じているものが36.3%、身体的疲労を感じているものが77.6%にも上っています。

このため、厚生労働省においては、VDT作業者の心身の負担をより軽減し、作業者がVDT作業を支障なく行うことができるようするため、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました。

VDT作業を行う場合には、このガイドラインを参考にしてください。

VDT作業の区分に応じた労

- 1 ◎は事業者等が講すべき項目を示す。
 - 2 *は医師が必要と認めた者に対して行うべき健康診断項目を示す。
 - 3 ○は必要に応じ、事業者等が講すべき項目を示す。
 - 4 △は自覚症状を訴える者に対して、必要に応じ行うべき健康診断項目を示す。

労働衛生管理の対象項目早見表

管理項目等																			高齢者等への配慮事項等	
機器等の維持管理		健康管理																	労働衛生教育	
日常の点検	定期点検	清掃	健康診断																職場体操等	
			配置前				定期(1年ごと)				事後措置				健康相談					
			眼科学的検査				筋骨格系に関する検査				眼科学的検査				筋骨格系に関する検査					
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	*	◎	◎	◎	*	*	*	◎	◎	◎	
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	*	◎	◎	◎	*	*	*	◎	◎	◎	
○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	

VDT作業 ガイドラインのポイント

1 対象となる作業

VDT作業ガイドラインは、事務所において行われるVDT作業の労働衛生管理についての基準を示したものです。

事業者は、このVDT作業ガイドラインによりVDT作業を行う労働者の労働衛生管理を行ってください。

また、事務所以外の場所で行われるVDT作業についても、VDT作業ガイドラインに準じた管理を行ってください。

2 VDT作業の種類

VDT作業ガイドラインではVDT作業を次の6種類に分類しています。

この作業分類とVDT作業時間に応じて、管理を行ってください。

単純入力型	データ、文書等の入力業務
拘束型	受注、予約、照会等の業務
監視型	交通等の監視の業務
対話型	文章、表等の作成、編集、修正等の業務・データの検索、照合、追加、修正等の業務・電子メールの送受信の業務、金銭出納等の業務
技術型	プログラミング等の業務・設計、製図等の業務
その他の型	携帯情報端末等の操作、画像診断検査等の業務

3 作業時間別の管理

1日の作業時間2時間以上の単純入力型・拘束型の作業者、1日の作業時間4時間以上の監視型・対話型・技術型・その他の型の作業者については、管理の全項目を行います。

それ以外の者についても、これに準じて管理を行ってください。

4 多様化するVDT機器等に対応した適切な機器等の選定

それぞれの作業に最も適したVDT機器を選択して使用するとともに、作業負担を軽減するよう機器の調整を行ってください。

ノート型機器等については、マウスやテンキーなどを利用できるようにしてください。